茨城町特定在宅療法継続者等登録制度について

平成２７年４月１日から特定在宅療法継続者等に関する登録制度がはじまりました。

消防本部では，適切な応急処置および迅速な救急搬送に活かすことを目的に，町内に在宅や施設で医療を継続されている方，または，在宅や施設での医療を継続される予定のある方を対象とした登録制度をはじめました。

登録ができる方は，次のいずれかに該当する方です。

1. 人工呼吸器を使用している方
2. 気管切開カニューレを挿入している方
3. 自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されている方
4. その他医師等が登録を必要と認めた方

手続き方法

申請書に必要事項を記入のうえ茨城町消防本部警防課まで申請をお願いいたします。

申請者は，原則として本人か家族の方とします。

また，主治医が本人や家族の方の承諾を得て登録することもできます。

登録方法

申請書は郵便・ＦＡＸ・Ｅメール又は消防本部へ直接提出してください。

後日消防署員がご自宅を訪問し，状況を調査させていただきます。業務上知りえた秘密は厳守いたします。

※登録できない場合もありますので予めご了承ください。

ご不明な点は，茨城町消防本部警防課までご連絡ください。

茨城町特定在宅療法継続者登録申請書様式

茨城町特定在宅療法継続者取消申請書様式

茨城町特定在宅療法継続者等に関する登録制度実施要綱

【申請・問合せ先】茨城町消防本部警防課

　〒311-3131　茨城町大字小堤1736-5

ＴＥＬ：029-292-1515

ＦＡＸ：029-292-8664

Ｅメール：kyuukyuu@town.ibaraki.ibaraki.jp